

新型コロナウイルス感染症に係る介護員養成研修の臨時的な取扱いについて

1 概要

新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、厚生労働省から介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）に係る「臨時特例的な取扱い」に関する通知が発出されたため、次により対応することとする。

(※)「臨時的取扱い」の内容

- ◆ 介護員養成研修について、研修実施主体である都道府県の判断により、修了評価を含め、全て通信学習の活用による実施も可能とする。
- ◆ ただし、上記取扱いの実施にあたっては、以下の点について留意することとし、その方法については、各都道府県で判断して差し支えないこととする。
 - ① 当該対象者を雇用する事業所に対して、従事開始に伴い、有資格者との同行訪問などを通じたOJT等を行わせるようにすること。
 - ② これらの研修が再開された場合は、実務に就いた経験等を踏まえ補講等を行うこと。
- ◆ 臨時的取扱いは、新型コロナウイルス感染症の影響下限りの取扱いとする。

2 本県の対応

研修事業者からの申請に基づき、全て又は通信形式で実施できる上限時間を超えて通信学習の活用による研修実施を認めるものとする。

ただし、実施にあたっては、以下の条件を付するものとする。

- ① 研修は、全てを通信形式による場合でも通常研修と同様の内容及び時間数を確保するものとし、OJT及び補講は必須とする。
- ② OJTについては、通常の研修において演習・実習により体得すべき内容を含むものとし、OJT終了後の研修受講者の状況を踏まえた適切な補講の実施により、通常研修の受講者と同等の習熟度の確保が図られるよう対応するものとする。
- ③ OJTについては、概ね7日間程度の実施を必須とする。
- ④ 研修は、通信学習に加え、「OJT」及び「補講」の全てを完了してからでなければ修了とは認めないこととする。
- ⑤ 修了確認は、提出される研修修了の実績報告書の審査をもって行うものとし、実施した通信学習並びにOJT及び補講についての実施内容を当該報告書に明記するものとする。

3 その他

臨時的な取扱いに係る申請については、当分の間、事前に子ども・福祉部長寿社会課と協議の上行うこととする。

4 問い合わせ先

岡山県長寿社会課 長寿社会企画班

TEL：086-226-7326

FAX：086-224-2215